イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

AB_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

AB_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00082

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0008

AC_n　市町村立大学附属病院事業（機械器具整備事業）に充てるため平成26年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額

AD_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.056

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.056

AD_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AD_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0250

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263

AD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0250

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0153

AD_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00002

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00002

AE_n　病院事業一般会計出資債（医療施設整備事業）に充てるため平成20年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

AF_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　〇・〇〇七二五を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七一二を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七一二を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一八を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一八を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一八を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一一を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一一を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇一七九を、市場公募都市の平成二十九年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇〇三を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇〇三を、市場公募都市の平成二十年度における市町村病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇三四四を、市場公募都市以外の市町村の平成二十年度における市町村病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇三六九を、市場公募都市の平成二十一年度における市町村病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇三三一を、市場公募都市以外の市町村の平成二十一年度における市町村病院事